

あいち I C T 活用推進本部設置要綱

(設置)

第1条 愛知県(以下「県」という)における情報通信施策に関する基本的な方向性を検討し、その施策の総合的な推進を図るため、あいち I C T 活用推進本部(以下「本部」という。)を置く。

(所掌事項)

第2条 本部は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 情報通信施策に係る総合的な計画の策定・進行管理
- (2) 情報通信施策の推進に係る調整
- (3) 情報通信社会の進展に伴う課題の把握・対応策の検討
- (4) その他設置の目的を達成するために必要な事項

(組織)

第3条 本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

- 2 本部長には知事を、副本部長には副知事をもって充てる。
- 3 本部員には、別表第1に掲げる者をもって充てる。

(本部長及び副本部長の職務)

第4条 本部長は、本部を総括する。

- 2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときはその職務を代理する。

(本部員会議)

第5条 本部長は、必要に応じて本部員会議を招集し、本部長が議長となる。

- 2 本部長は、本部員会議に学識経験者等の出席を求めることができる。

(幹事会及び部会)

第6条 情報通信施策に係る課題や、より具体的な政策立案について管理検討するため、本部に幹事会を置く。

- 2 幹事会は、幹事長、副幹事長、幹事及び臨時幹事をもって組織し、それぞれ別表第2に掲げる者をもって充てる。
- 3 幹事会の会議は、幹事長が必要に応じて議題に関係する幹事及び臨時幹事を招集し、幹事長が座長となる。
- 4 副幹事長は、幹事長を補佐し、幹事長に事故があるときはその職務を代理する。
- 5 幹事長は、会議に関係課室等の職員、学識経験者等の出席を求めることができる。
- 6 幹事長は、必要に応じて、部会を置くことができる。
- 7 部会には部会長を置き、総務局総務部情報政策課長をもって充てる。
- 8 部会は部会長が招集し、その構成員は部会長が任命する。

(情報セキュリティ対策会議)

第7条 県の情報資産に係る情報セキュリティ対策を推進するため、本部に情報セキュリティ対策会議(以下「対策会議」という。)を置く。

- 2 対策会議は、会長、副会長、構成員をもって組織し、それぞれ別表第3に掲げる者をもって充てる。
- 3 対策会議は、会長が必要に応じて議題に関係する構成員を招集し、会長が座長となる。

- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理する。
- 5 会長は、対策会議に関係課室等の職員、学識経験者等の出席を求めることができる。
(庶務)

第8条 本部の庶務は総務局総務部情報政策課において処理する。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、本部の運営に関し必要な事項は本部長が定める。

附 則

この要綱は、令和2年7月9日から施行する。

別表第1

本 部 員	政 策 企 画 局	長
総 務 事	局 局	長
人 防 災 民	全 化	長
県 環 境 祉	局 局	長
福 保 健 濟	療 業	長
経 労 働	局	長
観 光	ン ヨ	長
農 業 林	シ 産 盤	長
農 建 設	局	長
都 建 築 一	備 局	長
建 斯 会 企 業 計 業 事	ツ 局 庁	長
教 病 院 警	業 庁	長
県	育 本 部	長
オブザーバー	経 済 産 業 局 情 報 通 信 (ICT) 政 策 推 進 監	

別表第2

幹事長	総務局総務部長
副幹事長	総務局総務部情報政策課長
幹事	政策企画局秘書課長
	総務局総務部総務課長
	人事局人事管理監兼人事課長
	防災安全局防災部防災危機管理課長
	県民文化局県民生活部県民総務課長
	環境局環境政策部環境政策課長
	福祉局福祉部福祉総務課長
	保健医療局健康医務部医療計画課長
	経済産業局産業部産業政策課長
	労働局労働福祉課長
	観光コンベンション局観光振興課長
	農業水産局農政部農政課長
	農林基盤局農地部農林総務課長
	建設局土木部建設企画課長
	都市整備局都市基盤部都市総務課長
	建築局公共建築部住宅計画課長
	スポーツ局スポーツ振興課長
	会計局管理課長
	企業庁管理部経営管理課長
	病院事業庁管理課長
	議会事務局調査課長
	教育委員会事務局管理部教育企画課長
	警察本部総務部情報管理課長
	監査委員会事務局監査第一課長
	人事委員会事務局職員課長
	労働委員会事務局審査調整課長
臨時幹事	議題に係る課室等の長

別表第3

会 副 構	会 成	長 長 員	総務局 総務部長 総務局 総務部 情報政策課長 政策企画局 秘書課長 総務局 総務部 総務課長 人事局 人事管理監兼人事課長 防災安全局 防災部 防災危機管理課長 県民文化局 県民生活部 県民総務課長 環境局 環境政策部 環境政策課長 福祉局 福祉部 福祉総務課長 保健医療局 健康医務部 医療計画課長 経済産業局 産業部 産業政策課長 労働局 労働福祉課長 観光コンベンション局 観光振興課長 農業水産局 農政部 農政課長 農林基盤局 農地部 農林総務課長 建設局 土木部 建設企画課長 都市整備局 都市基盤部 都市総務課長 建築局 公共建築部 住宅計画課長 スポーツ局 スポーツ振興課長 会計局 管理課長 企業庁 管理部 経営管理課長 病院 事業庁 管理課長 議会 事務局 総務課長 教育委員会 事務局 管理部 教育企画課長 警察本部 総務部 情報管理課長 監査委員 事務局 監査第一課長 人事委員会 事務局 職員課長 労働委員会 事務局 審査調整課長
-------------	--------	-------------	---